

宿泊約款

第1条(適用範囲)

- 当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、本約款の定めによるものとします。本約款に定めのない事項については、法令に従い、法令に定めがない場合は一般的な商慣習に従うものとします。
- 当宿が、法令および商慣習に反しない範囲で、宿泊客と書面または電子メールにより特約を締結した場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が本約款に優先して適用されます。
- 当宿は、宿泊サービスのみを提供し、飲食・娯楽等の付帯サービスは提供しておりません。

第2条(宿泊引き受けの拒絶)

当宿は、次の場合には宿泊の引き受けをお断りする場合があります。

- 宿泊の申し込みが本約款によらない場合。
- 満室により客室の余裕がない場合。
- 宿泊しようとする者について、合理的な根拠に基づき、法令違反または公序良俗に反する行為を行う恐れがあると認められる場合。
- 宿泊しようとする者が伝染病であると認められる場合。
- 宿泊契約の履行に通常を超える負担を求められた場合(例:過度な特別対応)。
- 天災・施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができない場合。
- 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び有害な物品を持ち込む場合。
- 過去に第11条の適用を受けたものである場合。

第3条(氏名等の明告)

- 当宿に宿泊契約の申込みをされる方は、次の事項を当宿にご提供いただきます。
 - 宿泊者の氏名・住所・電話番号・性別・年齢
 - 宿泊日及び到着予定時刻・宿泊日数
 - 宿泊料金
 - その他当宿が必要と認める事項

宿泊約款

- 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第4条(宿泊契約の成立)

- 宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾した旨を宿泊客に通知した時点で成立します。
- 宿泊契約成立後、宿泊期間に応じた基本宿泊料の範囲内で、当宿が定める申込金を、当宿が指定する期日までにお支払いいただきます。
- 申込金は、宿泊料金に充当し、第6条および第17条の規定により違約金や賠償金が発生した場合には、これらに充当し、残額がある場合は宿泊料金精算時に返還します。
- 第2項の申込金が当宿指定の期日までに支払われない場合、宿泊契約は効力を失います。ただし、当宿がその旨を書面または電子メールで宿泊客に通知した場合に限ります。

第5条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 前条第2項の規定にかかわらず、当宿は、宿泊契約の内容や宿泊客の信用状況等を考慮し、当宿が認めた場合に限り、契約成立後の申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾する際に、当宿が申込金の支払いを求めなかった場合、または申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとみなします。

第6条(宿泊客の契約解除権)

- 宿泊客は、当宿に申し出ることにより、宿泊契約を解除することができます。
- 宿泊客の責めに帰すべき事由により宿泊契約を全部または一部解除した場合(第4条第2項に基づき申込金の支払期日を指定し、その支払い前に解除した場合を除く)、当宿は別表に定める違約金を申し受けます。ただし、第5条第1項の特約に応じた場合は、当宿が違約金の支払い義務について書面または電子メールで告知した場合に限ります。
- 宿泊客が連絡をしないまま宿泊日当日の午後8時(予定到着時刻を明示している場合はその時刻を2時間超過した時刻)になっても到着しない場合、当宿は宿泊契約を宿泊客により解除されたものとみなすことがあります。

宿泊約款

4. 前項により解除された場合でも、宿泊客が公共交通機関の不着・遅延その他宿泊客の責に帰さない理由によるものであることを、運行会社の遅延証明書等により証明した場合、違約金は申し受けません。

第7条(当宿の契約解除権)

1. 当宿は次の場合に宿泊契約を解除することができます。
 - (1)宿泊客について、合理的な根拠に基づき、法令違反または公序良俗に反する行為の恐れがあると認められる場合、または当該行為を行った場合。
 - (2)宿泊客が伝染病の疑いがあると認められる場合。
 - (3)宿泊契約の履行に通常を超える負担を求められた場合(例:過度な特別対応)。
 - (4)天災その他不可抗力により宿泊させることができない場合。
 - (5)第2条に定める宿泊拒否事由に該当する場合。
 - (6)当宿が定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なもの)に従わない場合。
2. 当宿が前項に基づき宿泊契約を解除した場合、宿泊客が未利用の宿泊サービス料金は請求しません。

第8条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当宿において、次の事項を登録いただきます。
 - (1)宿泊客の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業(職業は法令に基づく宿泊者名簿作成のために取得します)
 - (2)外国人宿泊者については、宿泊者全員のパスポートの写しの提出
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他、宿泊契約の履行に必要な事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いをクレジットカード等通貨に代わり得る方法により行う場合は、前項の登録時にそれらを提示いただきます。提示いただいたカード情報は決済目的にのみ利用し、適切に管理します。

第9条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当宿の客室を使用できる時間は、午後4時から翌日午前11時までとします。ただし、連泊の場合は到着日および出発日を除き、終日使用できます。なお、当宿は住宅地に立地するため、午後8時

宿泊約款

までのチェックインを推奨しますが、義務ではありません(夜遅くのチェックインの場合、玄関外ではお静かに願います)。

2. チェックアウト日の午前 11 時以降の時間延長は、事前の確認が必要であり、当宿の都合によりお受けできない場合があります。延長料金は当宿が定める額を申し受けます。

第 10 条(利用規約の厳守)

宿泊客は、当宿内に掲示し、または宿泊時に提示した利用規約に従っていただきます。利用規約には、火災予防、禁煙、騒音防止等の安全管理に関する事項を含みます。なお、利用規約に違反した場合は、第 7 条に基づき宿泊契約を解除することがあります。

第 11 条(宿泊継続の拒絶)

当宿は宿泊期間中であっても、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1)当宿の事前承認なく、宿泊者以外の者を客室に入れた場合。
- (2)第 2 条第 3 号から第 8 号に該当する場合。
- (3)前条利用規約に従わない場合。

第 12 条(料金の支払い)

1. 宿泊料金等の支払いは、当宿が定めた方法により予約時または現地にてお支払いいただきます。
2. 当宿が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は全額請求します。
3. 子供料金の設定はなく、大人料金と同じ金額となります。添い寝(寝具不要)の場合は、無料となります。但し、添い寝の最大人数は大人人数まであり、それを超えた人数分は大人料金を申し受けます。

宿泊約款

第 13 条(当宿の責任)

1. 当宿の宿泊に関する責任は、宿泊契約に基づき客室を使用可能となった時点で始まり、宿泊者が出発するため客室を開けた時に終了します。
2. 宿泊者が宿内に掲示した利用規約に従わないために発生した事故に關し当宿はその責任を負いません。
3. 当宿の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなった時、天災・その他の理由により困難な場合を除き、可能な限り同一又は類似条件による宿泊施設を斡旋いたします。この場合には客室の提供ができなくなった日の宿泊料金は返還します。

第 14 条(寄託物等の取扱い)

1. 当宿では寄託物等の保管サービスは行っておりません。
2. 宿泊者が当宿内に持ち込んだ物品、現金、貴金属について、当宿の故意または重大な過失がある場合を除き、滅失・毀損等の損害について責任を負いません。

第 15 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 当宿では、宿泊に先立っての手荷物等の受け取り・保管はいたしかねます。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品に関しては最寄りの警察署へ届け、その他の物品に関しては処分させていただきます。

第 16 条(駐車の責任)

宿泊客が当宿の斡旋により駐車場をご利用になる場合、当宿は場所をご案内するものであり、車両の責管理を負うものではありません。

第 17 条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意または過失により当宿が損害を被った時は、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。賠償の範囲は、当宿が被った直接かつ通常の損害に限ります。

別表 違約金(キャンセル料)

| 契約解除通知日 | キャンセル料 |
|-----------------------|--------|
| 当日から 2 日前 不泊(連絡なし) | 100% |
| 3 日前から 5 日前 | 80% |
| 6 日前から 7 日前 | 50% |

%は、正規宿泊料金に対する違約金の比率です。

(※)割引が適用された宿泊予約であっても、正規宿泊料金を基準に算出します。

【キャンセル料・支払い期限・遅延損害金について】

キャンセル料

キャンセル料は当宿の請求日から2日以内にお支払ください。理由期限までにお支払いだけない場合、支払期日の翌日から完済まで、キャンセル料発生時点での法定利率による遅延損害金を日割りで請求します。

回収手続・実費負担

当宿は、支払確認が得られない場合、内容証明郵便による最終通告、簡易裁判所への支払督促または少額訴訟等の法的手段を講じることがあります。その際に要した郵送料・印紙代・送達費用等の実費は、お客様にご負担いただきます。

【当宿の利用規約】

当宿では、以下の行為を禁止します。違反した場合は、第 7 条に基づき宿泊契約を解除することがあります。

1. 火災予防のため、当宿内で備え付け以外の暖房用、炊事用、プレス用器具などを使用すること。
2. 高声、放歌または喧噪な行為その他で、他人に迷惑や嫌悪感を与える行為。
3. 当宿内に以下の物品等を持ち込むこと。
 - (1)動物、鳥類(ペット類)
 - (2)不潔または臭気のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
 - (3)著しく多量の物品
 - (4)火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (5)適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
4. 賭博、暴力行為、違法薬物の使用など、公序良俗に反する行為。
5. 外来者を客室内に入れたり、客室用設備、物品を使用させること。
6. 当宿内で諸物品を販売すること。
7. 当宿の諸設備、諸物品をその目的以外の用途にあてること。
8. 館内の諸物品を他の場所に移動したり、館外に持出すること。
9. 当宿の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更すること。
10. 建物の外観を損なうような品物を窓に掛けること。
11. 窓から物を投げること。
12. 当宿内又は周辺道路での喫煙、煙草のポイ捨て及びゴミの投棄すること。
13. 周辺道路への不法駐停車すること。